

● 前回審議会（令和 7 年 5 月 23 日第 6 回リサイクル清掃審議会）で出た委員意見要旨

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
1	鎗木委員	5 ページ	(2)世帯構成について、外国人住民についての記載が追加されたが、現時点で何か課題はあるか。	外国人住民に対しては、言葉や習慣の違いにより、ごみと資源の分別方法の周知徹底に課題があると認識しています。外国語版（英語版、中国語版、韓国語版）「ごみと資源の分け方・出し方」を発行しているほか、ふれあい指導での A I 通訳機の活用により、分かりやすい啓発に努めていきます。さらに、チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」の多言語化の検討を行っていきます。
2	武井委員	8 ページ	2.2 区民・事業者との連携について、学校や大学についての記載を追加してはどうか。	学校や大学、地域活動団体や N P O を含め、2.2 のタイトルを「区民・事業者等との連携」に修正しました。大学との連携については、第 7 章「目標達成のための具体的施策」においても取組を記載します。
3	武井委員	9 ページ	(2)プラスチックごみの削減について、全世代に響く文言を追加してはどうか。	本計画全体の記載のバランス等を考慮し、(2)プラスチックごみの削減の記載は修正しないこととしますが、プラスチックごみの削減に係る具体的な周知啓発の際には、特定の世代に偏ることなく全ての世代にご理解いただけるような表現に努めていきます。
4	鎗木委員	9 ページ	(2)プラスチックごみの削減について、プラスチック分別回収事業が開始され順調に進んでいるため、ポジティブな評価を記載してもよいのではないか。	プラスチック分別回収事業に係る評価については、本計画の中間年度見直し後、目標達成のための具体的施策等の進捗状況報告の際に報告する事項であるため、本計画の本文には記載しないこととしますが、プラスチックごみの削減に係る具体的な周知啓発の際には、ポジティブな評価についても周知していきたいと思います。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
5	宮本委員	10 ページ	(2)ごみ処理の工程で発生する環境負荷の抑制において「ゼロ・ウェイスト」についての記載が追加されたが、プラスチック分別回収事業は順調に進んでいるように思うので、衣類の回収等をさらに進めていけば「ゼロ・ウェイスト」につながるのではないか。	衣類については現在も拠点回収を行っており、プラスチック分別回収事業を始め、「目標達成のための具体的施策」を着実に実施することにより本計画の目標達成に努めます。また、「ゼロ・ウェイスト」についても社会情勢等を注視していきます。
6	二木委員	11 ページ 39 ページ 49 ページ	リチウムイオン電池の適正な処分について、本計画にどの程度盛り込めるか。	リチウムイオン電池等小型充電式電池や小型充電式電池内蔵製品の回収については、第2章「リサイクル清掃事業の課題」に加え、第7章「目標達成のための具体的施策」においても取組を記載します。
7	鎚木委員	18 ページ	5.3 現行計画の目標達成状況について、基本指標2が達成できていないため、5.2 現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測というタイトルが目標を達成していない現状を肯定しているように捉えられることから、現行計画の目標達成状況は5.3として独立させるのではなく、5.2(3)としてはどうか。	第5章は以下の流れで計画の数値目標と減量目標達成後のごみ量を算出する構成としており、現行計画との整合を図る上でも修正しないこととします。 5.1 現状のごみ・資源量の推計 5.2 現状の排出量で推移した場合のごみ量の予測 5.3 現行計画の目標達成状況 5.4 減量目標達成後のごみ量
8	和田委員	39 ページ	周知徹底が重要であり、チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」の多言語化に期待している。また、Bunkyo ごみダイエット通信は大変分かりやすい。どのように配布しているのか。	チャットボットによる「ごみ分別案内サービス」の多言語化を含む様々な取組により、本計画の目標を達成できるよう努めていきます。また、Bunkyo ごみダイエット通信は、区立小学校4～6年生及び区立中学生を対象に、学校を通じて配布しています。その他、区ホームページや各種 SNS への掲載及びリサイクル清掃課窓口やイベント開催時に配布しています。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
9	鏑木委員	39 ページ	国の第五次循環型社会形成推進基本計画に掲げられている、人材育成の強化に関連した記載が必要ではないか。	第五次循環型社会形成推進基本計画の中で、中長期的な方向性として、人材育成の強化に向けて「様々な教育の場での取組を通じた消費者や住民の意識変革・行動変容の促進」が掲げられています。文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）では、第7章「目標達成のための具体的施策」の1（2）「イベント等の開催や環境学習の場の提供」に「ごみの減量は、区民の意識とそれに伴う日々の行動の結果、実現できるものであり、区民に対して様々な機会を捉えた普及啓発や動機付けが必要になってきます。」と記載しています。
10	細谷委員	41 ページ 45 ページ	子ども服無料頒布会について、対象は何歳程度のサイズか。中学生サイズも対象としてはどうか。	乳児～160cm サイズを対象としています。それ以上のサイズは大人と変わらず、また、小さいサイズの方が多く回収できる状況であるため、今後も乳児～160cm サイズを対象に子ども服無料頒布会を開催します。
11	山田委員	45 ページ	資源の持ち去りについて、発見したら区に通報する制度があるとよいのではないか。	区ホームページに「資源の持ち去りは許しません！」のページを公開し、持ち去り行為を見かけた方はすぐにお近くの警察に通報するか、車両ナンバーを控えて文京清掃事務所へ連絡するよう周知しています。
12	南部会長	45 ページ	資源の持ち去りについて、「GPS 端末の設置による古紙持ち去り撲滅に向けた取組」とあるが、効果的な取組なのか。	GPS 端末の設置は、古紙の需要が非常に高く持ち去りが頻発していた10年ほど前に始めた取組で、区と古紙関連団体が協力して取り組んでいました。現在は古紙の需要がそれほど高くなく持ち去りも多くはないため、GPS 端末の設置は行っていません。

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
13	宮本委員	45 ページ	資源の持ち去りについて、文京区は厳しく対応していると示す必要があるのではないか。道路上の集積所に資源を排出すると持ち去りの可能性が高まるので、大規模集合住宅の廃棄物等保管場所に地域の資源やごみを置かせてもらったり、町会等に集団回収の実施を促したりすべきではないか。	<p>資源の持ち去りに対し、「文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正し、平成 21 年 4 月 1 日から資源・ごみ集積所の資源を持ち去る行為を禁止し、清掃職員によるパトロール（時間外早朝を含む）を実施しています。</p> <p>また、区ホームページに「資源の持ち去りは許しません！」のページを公開し、持ち去り行為を見かけた方はすぐにお近くの警察に通報するか、車両ナンバーを控えて文京清掃事務所へ連絡するよう周知しています。なお、直接注意したり車両を制止する行為は、トラブルや危険を伴う場合があるので、お控えいただくよう併せて周知しているところです。</p> <p>大規模集合住宅の廃棄物等保管場所に地域の資源やごみを置かせていただくには、理事会等で検討していただく必要があり、集合住宅の住民以外のごみを受け入れることに抵抗がある方もいらっしゃると思われます。</p> <p>集団回収の実施については、大規模集合住宅の廃棄物等保管場所完了検査の際に案内するなど、引き続き周知・啓発を行っていきます。</p>
14	鎗木委員	45 ページ	資源の持ち去りについて、清掃職員のパトロールによるコストの問題も考慮すべきであり、リサイクル推進サポーターが集積所の見回り等で協力できるのではないか。	<p>大変ありがたいお話ではありますが、トラブルや危険を伴う場合があり、また、リサイクル推進サポーターの活動に対して活動費をお支払いしているため、活動の際は区職員が同行して活動内容を確認しており、サポーターのみでの活動は想定していません。</p>

No.	委員名	ページ	委員意見要旨	事務局コメント
15	宮本委員	46 ページ	「R（リ）サークルオフィス文京」について、認知度が低いのではないか。	令和 6 年度に実施した「事業所アンケート調査」では、「R（リ）サークルオフィス文京」を利用していない理由として「知らなかったから」が 52.7%と最も多かったものの、令和元年度の 54.1%からわずかながら改善しています。また、「R（リ）サークルオフィス文京」を利用していると回答した事業所は 3.2%で、令和元年度の 1.4%と比較すると 2 倍以上となっています。しかしながら、なお認知度向上に課題があると認識しています。区ホームページやチラシ等で周知を図っているところですが、「R（リ）サークルオフィス文京」実施事業者に対し、排出事業者の参加を促す取組を要望していきます。
16	南部会長	49 ページ	事業系ごみ・資源を集積所に排出する場合、事業系有料ごみ処理券を貼付する必要があるが、指導状況はいかがか。	収集する職員が事業系であると判断したごみ・資源については収集せず、有料ごみ処理券を貼付するよう警告シールで指導したり、破袋して排出事業者が判明すれば当該排出事業者へ直接指導したりすることもあります。
17	鎚木委員	49 ページ	第 7 章「目標達成のための具体的施策」の 5（3）⑦「有害ごみ・危険物対策」に、区のリチウムイオン電池の適正処分についての取組を記載した方がよいのではないか。	区が行っているリチウムイオン電池等の小型充電式電池・小型充電式電池内蔵製品の窓口回収について、第 7 章「目標達成のための具体的施策」の 5（3）⑦「有害ごみ・危険物対策」に記載しています。